

2023年度 枚方市結婚等新生活支援補助金 申込概要

枚方市では、結婚等に伴い新たに生活を始める新婚夫婦等を応援するため、住宅取得・賃借費用、引越費用、所有する住宅のリフォーム費用を支援します。

対象となる新婚夫婦等

次の①～⑧をすべて満たす新婚夫婦

本市では枚方市パートナーシップ宣誓制度(*)のご利用世帯も対象となります。

*説明文等の「婚姻」「結婚」は『パートナーシップの宣誓』、「婚姻届」は『パートナーシップの宣誓書』、「夫婦」はパートナーシップにおける『パートナー』を含んでいます。

①令和5年(2023年)4月1日～令和6年(2024年)3月31日【令和5年度中】に婚姻届を提出し、受理されている。

②婚姻日における年齢が夫婦ともに39歳以下である。

*年齢は誕生日の前日に加算されます。(年齢計算に関する法律第2項及び民法第143条)

③令和4年(2022年)1月1日～12月31日【令和4年】の夫婦の所得の合算が500万円未満である。(所得は年収とは異なります。詳しくは3ページ「所得について」をご覧ください。)

*補助金の申込みの際に無職である場合は、所得を0円として算出します。

*貸与型奨学金の返済を行っている場合は、令和4年の所得から返済の年額を控除します。

*生活保護を受給されている場合は本補助金を交付できません。(収入認定対象)

④夫婦の住民票の住所が、結婚に伴い新たに生活を送るための枚方市内の住宅の住所となっている。

⑤夫婦のいずれもが枚方市の市税を滞納していない。

⑥枚方市に継続して居住する意思がある。

⑦夫婦のいずれもが暴力団員又は暴力団密接関係者でない。

⑧夫婦のいずれもが過去に本補助金または国の結婚新生活支援事業費補助金等を活用した他の地方公共団体の補助金の交付を受けていない。

対象となる経費

・住宅(建物部分に限る)取得費用

*婚姻日から1年以内に取得したものに限り、*ローン払いの場合も対象となります。

*建物部分に支出した費用が明らかにできる書類の添付が必要です。

・住宅賃借費用(賃料、共益費、敷金、礼金、仲介手数料)

*上記の括弧内に記載されているもの以外(駐車場代、水道代、清掃代、鍵交換費用など)は対象外です。

・引越費用(引越業者または運送業者へ支払った費用)

*不用品の処分費用や清掃代、エアコンの設置費用、自らレンタカーを借りた費用などは対象外です。

・所有する住宅のリフォーム費用(工事請負業者へ支払った費用)

*婚姻日から1年以内に発注契約をしたものに限り、

*対象となるのは、婚姻に伴う住宅の機能の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用です。倉庫、車庫に係る工事費用、門、フェンス、植栽等の外構に係る工事費用、エアコン、洗濯機等の家電購入・設置に係る費用については対象外です。(対象となるものの例:母屋の増築、キッチンのリフォーム、壁紙の張替え、トイレ改修など。対象外となるものの例:ガレージのリフォーム、倉庫の設置、エアコンの設置、洗濯機の購入など。)

※対象となる住宅は、枚方市内の夫婦の住民票の住所にあり、結婚に伴い新たに生活を送るための住宅とします。

※勤務先から住宅手当の支給を受けている場合は、住宅手当分を住宅賃借費用から控除します。

※地域優良賃貸住宅の家賃低廉化に係る国の支援対象となる部分については補助対象外となります。

※住宅取得・リフォームについては、国の他の住宅に係る補助制度の交付を受けていると補助対象外となる場合がありますので、補助制度の名称をご確認の上、子ども青少年政策課にお問い合わせください。

※補助対象は、新婚夫婦が支払った費用に限ります。また、契約日などによって対象期間が異なります。

賃貸 結婚を機に、婚姻日から1年以内に契約…R5年4月1日～対象

賃貸 婚姻日の1年以上前に契約 または 独居のために契約した物件で婚姻後も居住…

①同居日（ 年 月 日）、②婚姻の3か月前（ 年 月 日）、

③年度初め（R5年4月1日）

①②③のうち、いちばん遅い日以降の費用が対象

*空欄は
ご自身で記入

※婚姻を機に同居するための変更契約などを行っている場合は、この限りではありません。

住宅取得 単独での契約…婚姻日～対象

連名での契約…R5年4月1日～対象

リフォーム 単独での契約…婚姻日～対象

連名での契約…R5年4月1日～対象

引越 R5年4月1日～対象

補助上限額

1 新婚夫婦あたり、30万円を限度とします。

※申込み時において、補助上限額（30万円）に達しない場合、補助上限額から2023年度（令和5年度）の補助金の交付額を差し引いた額（30万円に足りなかった額）を限度として、翌年度の補助金で申し込める場合（継続補助）があります。

継続補助の実施については、翌年度4月の本市のホームページをご確認ください。（令和5年度は令和4年度婚姻の方の継続補助を実施し、婚姻の1年後の同月末まで受け付けています。）

お申込み

事前に下記の子ども青少年政策課にご相談のうえ、令和5年（2023年）6月1日～令和6年（2024年）3月31日（必着）に「枚方市結婚等新生活支援補助金交付申込書」に必要書類を添えて、子ども青少年政策課へ持参または郵送してください。

※なお、事前に仮申込みができる場合があります。4ページをご覧ください。

※特に、令和6年（2024年）3月に申込みをお考えの方は、できるかぎり2月頃までに、事前に子ども青少年政策課に相談いただきますようお願いいたします。

<お問い合わせ・郵送先>

枚方市役所 子ども未来部 子ども青少年政策課（枚方市役所 別館5階）

〒573-8666 枚方市大垣内町2-1-20

電話：072-841-1375（直通）

FAX：072-843-2244

Email：kodosei@city.hirakata.osaka.jp ⇒



写真などを
送信いただければ
事前に確認
いたします

申込み時の提出書類

「申込書類チェックシート」のとおり

(参考)

所得について

【給与所得者の場合】

所得とは、前年1年間の収入(年収)から給与所得控除を差し引いたものとなります。

※金額の大小は、「収入(年収) > 所得」となります。

【自営業の方の場合】

所得とは、前年1年間の収入から必要経費を差し引いたものとなります。

※「所得 = 収入(年収) - 必要経費」となります。

(注) 複数の収入がある場合は合算します。詳細は課税証明書(所得証明)等でご確認ください。

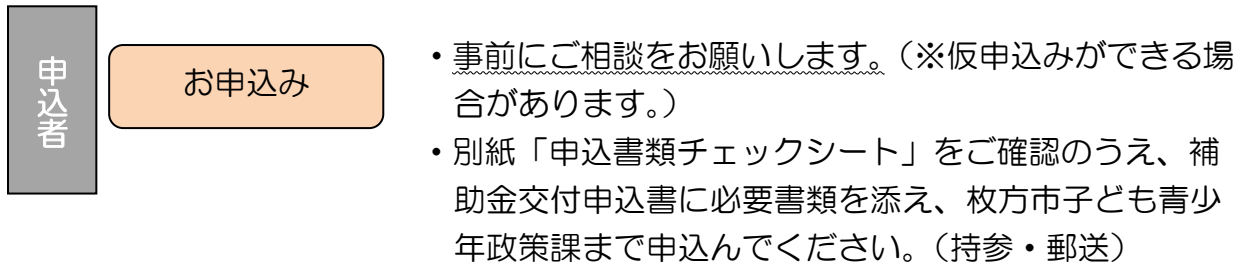
★補助金の申込みにあたっては、令和4年分の所得額を証明する書類が必要です。

<証明書の例>

- a. 「市・府民税課税証明書(所得証明)」
- b. 「給与所得等に係る市民税・府民税 特別徴収税額の決定・変更通知書」の写し
- c. 「市・府民税 納税・税額決定通知書」の写し

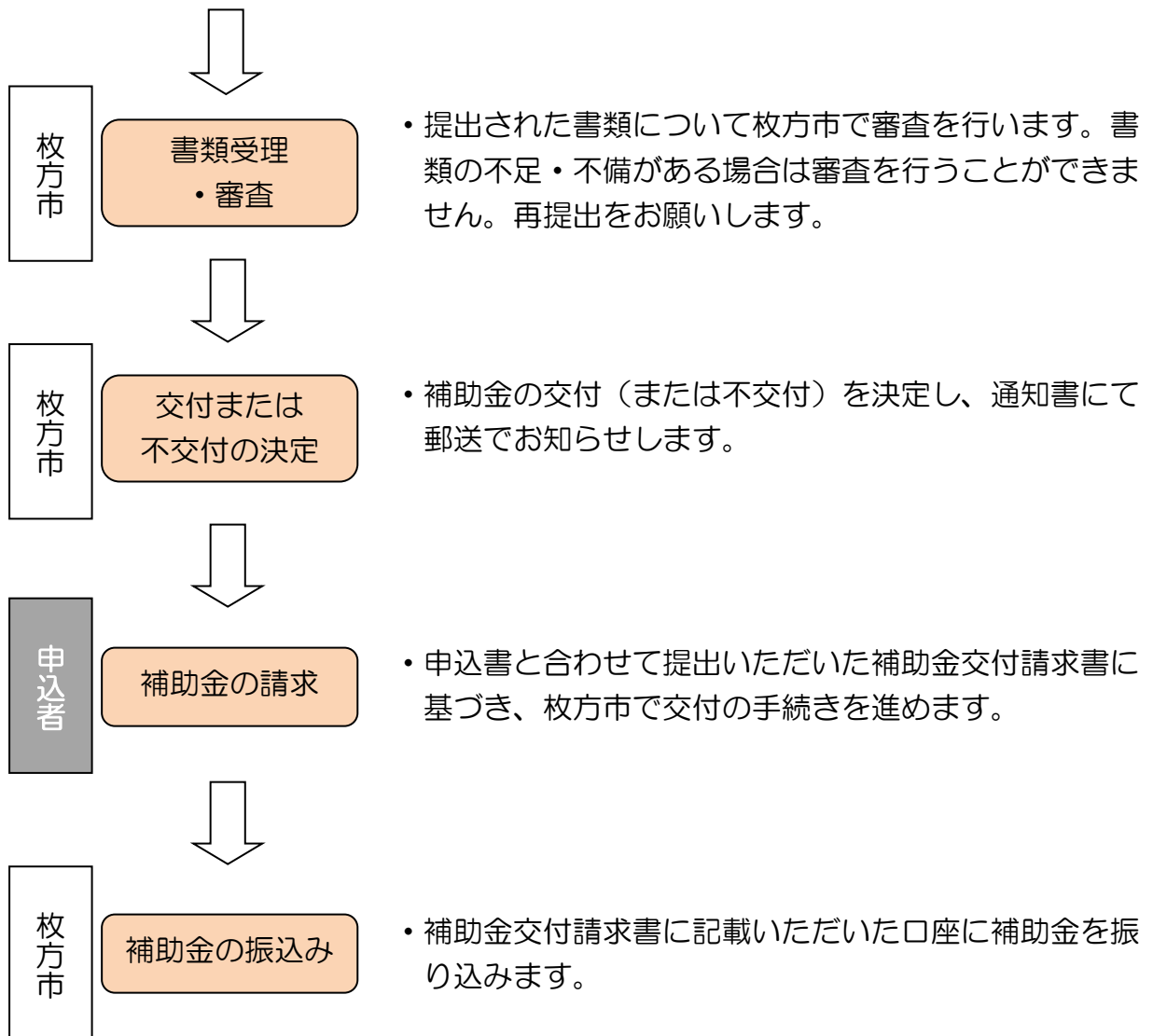
※源泉徴収票は不可です。

申込みから補助金交付までの流れ



(※) 仮申込みについて

「補助金の対象となる経費の支払いが完了していない」等、まだ申込みができない方でも、一定の申込み要件を満たし、必要書類を提出できる場合は、仮申込みが可能です。仮申込みを受付した時点で、申込み予定金額分の予算を確保します。仮申込みには「①住宅取得契約書又は賃貸借契約書」、「②新婚夫婦の令和4年の所得がわかる書類」等の添付が必要となります。



※補助金の交付申込みから振込みまでは、1～2ヶ月程度かかる予定ですので予めご了承ください。

※補助金の振込み予定日については、補助金の交付決定の通知書にてお知らせします。